

## ＜学校感染症について＞

医師の診察の結果、インフルエンザなどの感染症と診断された場合、「欠席」ではなく「出席停止」となります。医師から登校許可の指示が出るまで、十分に療養してください。

### ＜ 感染症にかかった場合 ＞

◇ 必ず担任か保健室に、以下のことを連絡してください。

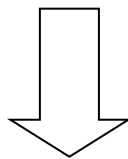
【連絡内容】 ・病名 ・症状 ・休むように指示された期間 等

◇ 登校の許可が出ましたら「学校感染症（第2・3種）の診断書及び証明書」を医療機関で記入していただき、担任に提出してください。  
証明書は、保健室にもおいてありますし、ホームページからダウンロードすることもできます。病院によっては、同様の証明書を出していただける病院もあり、それでも結構です。

### ＜ 罹患しやすい学校感染症 ＞

- ◆インフルエンザ ◆百日咳 ◆麻疹（はしか） ◆風しん（三日はしか）
- ◆流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ◆水痘（みずぼうそう） ◆結核
- ◆溶連菌感染症 ◆咽頭結膜熱（プール熱） ◆マイコプラズマ肺炎
- ◆伝染性紅斑（りんご病）

**学校感染症（第2・3種）の診断書及び証明書**



こちらからプリントアウトしてください。

# 学校感染症（第2・3種）の診断書及び証明書

岐阜県立大垣東高等学校

年 組 氏名

1、上記の者について、下記の病気を診断しました。

2、上記の者について、下記の病気により 月 日から 月 日

( 日間)まで出席を停止したことを認めます。

該当の病名に○印をつけてください。

第2種	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	5	風疹	発疹が消失するまで
	6	水痘	発疹が痂皮化するまで
	7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	8	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第3種	9	コレラ	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	10	細菌性赤痢	
	11	腸管出血性大腸菌感染症	
	12	腸チフス	
	13	パラチフス	
	14	流行性角結膜炎	
	15	急性出血性結膜炎	
	16	その他の伝染病 ( )	

平成 年 月 日

医療機関名

印